

令和5年度長野原町住民税均等割のみ課税世帯への給付金のご案内

(1世帯あたり10万円)

- 令和5年度令和5年度長野原町住民税均等割のみ課税世帯への給付金 (1世帯あたり10万円) は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

長野原町が確認書(または申請書)を受理した日から1か月後が目安です。

支給対象と申請の有無

基準日(令和5年12月1日)に長野原町に住民登録がある世帯で、世帯全員令和5年度「**住民税均等割のみ課税**」の世帯
※住民税均等割のみ課税世帯とは、世帯全員住民税所得割非課税かつ、世帯に一人以上住民税均等割のみ課税者のいる世帯。

支給対象となる世帯

長野原町から対象と思われる世帯に確認書か申請書が届きます(要返送)



【対象外】

- ・令和5年度長野原町低所得世帯支援給付金(追加分)の対象世帯。
- ・市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯。
- ・租税条約による免除の適用により住民税が課されていない世帯。
- ・令和5年度市町村民税の課税権が無い(令和5年1月1日時点で国外にいた等)世帯。
- ・長野原町以外の市町村から同様の給付金を受給した世帯。

詳しくは裏面へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯

基準日（令和5年12月1日）長野原町に住民登録があり、**世帯の全ての方が**、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる可能性のある世帯には、長野原町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、**返信してください**。



基準日（令和5年12月1日）長野原町に住民登録があり、世帯の中に、**令和5年1月2日以降に転入した方や住民税未申告の者がいる場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に長野原町役場町民生活課窓口にて、直接または郵送でご提出ください。



注意事項



- **申請期限は令和6年5月31日です**。
- 給付金対象となる可能性のある世帯へご案内しておりますが、申請の結果、対象外となることがありますのであらかじめご了承ください。

長野原町住民税均等割のみ課税世帯への給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

長野原町役場 町民生活課 福祉係

令和5年度長野原町住民税均等割のみ課税世帯への給付金 担当



0279-82-2246

受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝を除く)